

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

平成16年6月16日

議会事務局

# 目 次

民生常任委員会

6月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第35号所管分の審査 .....	2
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（藤浦委員、山下委員、上村委員）	
議案第36号、議案第37号の審査 .....	13
質疑（藤浦委員）	
議案第39号の審査 .....	13
質疑（藤浦委員）	
議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号の審査 .....	14
質疑（藤浦委員、山下委員、上村委員）	
採決 .....	17
請願第1号の審査 .....	18
採決 .....	18
請願第4号の審査 .....	18
請願紹介議員説明（原田議員）	
質疑（藤浦委員、山下委員）	
採決 .....	21
請願第2-3号の審査 .....	21
請願紹介議員説明（川口議員）	
採決 .....	22
請願第3号の宣告 .....	22
閉会の宣告 .....	22

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成16年 6月16日(水) 午前10時 1分 開会  
午前11時51分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 野口 博	副委員長 上村高義	委員 古谷博子
委員 藤浦雅彦	委員 原田 平	委員 山下信行

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森川 薫	助役 小野吉孝
保健福祉部長 堀口賢司	同部次長兼福祉総務課長 葭中 勉
同部参事兼国保年金課長 佐藤芳雄	
福祉総務課参事 中岡曰生	高齢者障害者福祉課長 登阪 弘
介護保険課長 井口久和	こども育成課長 山本和憲
請願紹介議員 原田 平	請願紹介議員 安藤 薫 請願紹介議員 川口純子
請願紹介議員 山本靖一	

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局主幹 船寺順治

### 1. 審査案件(審査順)

議案第35号 平成16年度摂津市一般会計補正予算所管分  
議案第36号 平成16年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第37号 平成16年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算  
議案第39号 平成16年度摂津市介護保険特別会計補正予算  
議案第40号 摂津市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第41号 摂津市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第42号 摂津市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第43号 摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
請願第1号 鳥飼上四丁目、ふれあいの里バス停前の固形燃料製造工場進出に反対する請願  
請願第4号 鳥飼上4丁目、ふれあいの里バス停前にごみ固形燃料製造工場進出に関する請願  
請願第2-3号 業者婦人の健康・母性保護と地位向上の施策を求める請願  
請願第3号 摂津市乳幼児医療費助成制度の拡充と一部自己負担を導入しないことを求める請願書

(午前10時 1分 開会)

○野口委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会します。最初に、理事者からあいさつを受けます。

市長。

○森川市長 おはようございます。

委員の皆さん方には、大変お忙しい中、昨日の本会議で付託されました案件につきまして、早速、民生常任委員会を開催賜り、まことにありがとうございます。

各案件につきまして、何とぞご審査をいただきまして、可決賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさつにさせていただきます。

なお、この場は一たん退席いたしますが、在庁いたしておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○野口委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は上村委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時 2分 休憩)

(午前10時 3分 再開)

○野口委員長 再開します。

議案第35号所管分の審査を行います。

最初に、補足説明を求めます。

保健福祉部長。

○堀口保健福祉部長 それでは、議案第35号、平成16年度摂津市一般会計補正予算、第1号のうち、保健福祉部に係ります部分につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、9ページの款15、府支出金、項2、府補助金、目2、民生費府補助金のうち、節1の社会福祉費補助金は、7月から新たに実施予定の障害者就業生活支援センターステップアップ事業に係るものでございます。

医療費補助金は、大阪府健康福祉アクションプログラムの福祉医療の再構築に伴いますもので、節5の老人医療費補助金及び節6の身体障害者医療費補助金は、一部自己負担制度の導入並びに対象者数の減などによるものでございます。

節9の乳幼児医療費補助金は、対象年齢1歳引き上げに伴うものでございます。

節10の母子家庭医療費補助金は、対象年齢が15歳から18歳に拡大されたことによるものでございます。

次に、歳出でございますが、20ページの款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費は委託料で、障害者就業生活支援センターステップアップ事業委託料を計上いたしております。

同事業は、国事業の「障害者就業・生活支援センター」の指定を受ける際に必要となる活動実績づくりなどの条件整備を図ることを目的として、障害者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就業面と生活面の支援を一体的に行うもので、大阪府が立ち上げた事業で、事業主体は市町村となっております。

大阪府では、人口30万人規模の障害者福祉圏域を単位としてセンターの設置を図ることとしており、本市は茨木市と共同して、本年7月から事業を実施してまいります。

今回、上程いたしております予算につきましては、就業支援担当者1名分の人件費に相当します年額500万円の事業費のうち、9か月分375万円を茨木市と人口按分し、摂津市分24%の90万

円を計上いたしております。

なお、事業費の負担割合は、大阪府と茨木・摂津両市が各2分の1ずつとなっております。

また、人事異動に伴います人件費の補正により、繰出金の減額をいたしております。

21ページの目7、老人医療助成費は、制度改正に伴います老人医療費助成システム改造委託料を計上いたしております。

また、扶助費では、老人医療費の一部負担助成制度で、一部自己負担制度の導入及び対象者の減に伴います減額をいたしております。

目8、身体障害者医療助成費は、制度改正に伴います障害者医療費助成システム改造委託料を計上いたしております。

また、扶助費では、障害者医療費で、一部自己負担制度の導入及び対象者の減に伴います減額をいたしております。

22ページの項2、児童福祉費、目5、乳児医療助成費は、対象者1歳引き上げに伴います医療証の印刷、審査支払手数料の増加分及び乳幼児医療費助成システム改造委託料を計上いたしております。

また、扶助費では、対象者1歳引き上げに伴います増加分と、一部自己負担制度の導入に伴います減額分を精査するなどし、計上いたしております。

23ページの目6、母子医療助成費は、ひとり親家庭医療費助成システム改造委託料を計上いたしております。

また、扶助費では、ひとり親家庭医療費で、一部自己負担制度の導入に伴います減額をいたしております。

以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。

○野口委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦委員 22ページ、先ほども説明がございました。後ほど、また条例の改正が出てまいりますけども、目5の乳児医療助成費で、節20、扶助費、乳児医療助成費ということで、今回、市としては、大阪府のアクションプログラムにあわせる形で11月から施行ということで、1歳引き上げさせていただくということでございまして、そのかわりに、一部負担も導入するというところでございます。

私も、この引き上げについては、再々要望してまいりまして、今回、1歳ということで引き上げていただくことになりまして、本来なら、もう1歳、もう2歳という形で上げていただきたいと、こういう思いはありますが、財政的な問題もありますので、なかなかその辺のバランスが難しいところであろうと思うんですが、以前にも、その財源的な部分、お尋ねを何回もしてまいりましたけども、今回のこの1歳引き上げで、しかも、大阪府の制度そのものも、助成を1歳引き上げてくる。それで、一部負担金を導入するということになりますが、その辺の財源の影響、この辺のことをちょっと説明お願いしたいのと、それから、隣接の各市でも同じようなことを議題として取り扱っていったらと思うんですが、特に、吹田や茨木や高槻、この辺の隣接市の動きで、この同じ乳幼児医療に関して動きがわかる部分、つかんでいらっしゃる部分があれば、こういう議論をさせていただきますよということをちょっと教えていただきたいと思っております。

○野口委員長 山本課長。

○山本こども育成課長 今回の大阪府の乳児医療の改正並びに本市の改正におきまして、影響額ということでございますが、対象者といたしまして、大阪府の補助金で、約850名分が増加されるので

はないかということと、本市の1歳プラス分におきましては、約930名の方々に新しく医療証を交付することになるというようなことがございます。

その等々がございまして、本市におきまして、今後5年間の収支見込みを立てたところ、一般財源ベースで、平均いたしますと1年間で約700万の財源が現状より必要になるということを試算しております。今の一般財源よりも増えるような状況でございますが、やはり子育て支援ということで、今回、1歳の引き上げをさせていただいたということです。

それと、他市の状況ということでございますが、今現在、私どもの方で把握しております状況をご説明させていただきます。

本市の改正に伴いまして、もし、改正後ということでございますれば、所得制限なしに、4歳未満児の方に対して入・通院の助成をさせていただくと。また、4歳以上児におきましては、府の所得制限と同様でございますが、入院分について助成をさせていただくということになる予定でございます。

近隣の各市でございますが、本市と同じように4歳未満児に拡大をするということで、所得制限がないというところが1市ございます。

また、改正後の予定でございますが、就学前まで上げられる市が2市でございます。また、本市と同じように4歳未満児に改正をするという市があと2市ございますが、その2市におきましては、所得制限を設ける予定ということで聞いております。

また、もう1市におかれましては、対象年齢を3歳未満児で、所得制限がなしというような状況で、現在、把握しております。

○野口委員長 山本課長、できれば、市名を言ってください、わかってるでしょ。再度、補足答弁。

○山本こども育成課長 そうしたら、順番ちょっと前後いたしますが、吹田市は、11月議会になろうかと思いますが、検討中であるということで、今現在は、5歳未満児で、所得制限等々がございます。

茨木市は、6歳未満の誕生日までに拡大をする予定をしておられるということで、所得制限を設けるということで聞いております。

高槻市は、適用年齢は本市と同じように4歳未満でございますが、児童手当の特例給付分の所得制限を設けられると。

豊中市も、高槻市と同様の改正を行われる予定ということで聞いております。

池田市は3歳未満児ということで、現状の改正に変更はないということで、こちらの方は所得制限は設けないと、現状も設けておられないということで確認しております。

箕面市は、11月から4歳未満児に1歳拡大されて、なおかつ所得制限を設けないということで、本市と同じような状況であるということで認識しております。

○野口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 財源的にも、もしもう1歳上げるとなるとかなりの財源が必要であると思いますが、今後の課題といたしまして、他市の状況もよく見定めながら、子育てに対しましてやっぱりしっかり支援ができるように、今後ちょっとまた財政の面からも検討していただけることを要望させていただきまして、質問を終わらせていただきます。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 あとの条例改正とも関連してくるんでありますけれども、今の説明は、乳幼児に関するところの対象者の増

のことのご質問であったかと思いますが、その他あるいは所得制限を加えること、あるいは対象を拡大すること等々のいろんな変化はありますが、そういうことによって、一体この現行の制度では、例えば老人医療、障害者、乳幼児、母子などでそれぞれ受けている対象人数。それが、制度の改正によって11月からはどうなるのかと。あわせて、それぞれに対する医療費あるいはまた府の補助金、あるいは一般財源などの内訳、どうなるのか、これをお聞かせいただきたいと思います。

○野口委員長 山本課長。

○山本こども育成課長 こども育成課にかかわります乳幼児医療とひとり親家庭医療の件につきましてご答弁させていただきます。

まず、対象者でございますが、先ほども答弁させていただきましたように、1歳の拡大により、約930名の方が適用になるということで試算をさせていただいています。トータルでいきますと、約3,700名から3,800名の方々が、医療証の入・通院の対象になるということで試算をさせていただいております。

母子家庭等、今回、条例の改正によりまして、ひとり親家庭ということで変更させていただきますけれども、こちらにおきましては、大阪府の改正によりまして、補助対象者が350名程度増加になると。本市におきましては、現状の制度と対象者におきまして若干の差はございますが、現在、約1,600名前後の方々に医療証を交付しておりますので、その前後で今年度におきましては推移するのではないかとということで試算をさせていただいております。

それと、一般財源等々、扶助費等々でございますが、まず、乳幼児医療におきましては、15年度決算見込みベースで、

扶助費で約9,700万円を支出しております。歳入面におきまして、3,300万円ということで府の補助金をちょうだいしております。差し引きをいたしますと、約6,400万円という一般財源が、今現在、市の持ち出しということでかかっております。

この乳幼児医療につきまして、今後、5年間一応収支をさせていただいたところになりますと、扶助費におきまして1歳拡大させていただきましますので、約1億700万円が必要になろうかということで、府の方も1歳拡大していただきますので、約3,600万円ということで、300万円程度の歳入の増加を見込んでおります。

こちらの方、差し引きさせていただきますと、約7,100万円の一般財源ということで収支を見込んでおります。

現行と今後の収支を比べますと、1年におきまして約700万円前後の一般財源ベースの持ち出しが増えるということで試算をさせていただいております。

母子家庭医療におきましては、平成15年度決算見込みベースで約4,900万円の支出を見込んでおり、歳入におきましては2,600万円ということの状況になっております。

差し引き、一般財源にいたしますと、2,300万円ということになります。

同様に、母子家庭医療につきましても、今後5年の収支を積算いたしますと、扶助におきまして、母子家庭医療、年々、対象者が増加している関係もございまして、ここ1年で見ますと、約100名の対象者が増加しているという現状がございまして、扶助費におきまして平均をいたしますと、単年度で5,400万円ぐらいの支出が見込まれると。

歳入におきまして、対象者の方の拡大

が府の方でございましたので、府の方も若干増えまして2,800万円、差し引きいたしますと、一般財源で2,600万円と。現状と比べますと、約300万円の持ち出しが増えるということで試算をしております。

また、この試算におきまして、府の補助金、母子家庭医療につきましては、平成18年度から、現行5分の3の補助率が2分の1に変わるということもございます。この補助率が下がることによりまして、その後の一般財源の増加というのが、この5年後、もう少し見込まれるかなということで今考えております。

○野口委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 それでは、老人医療、障害者医療、それから、一部負担金助成の現行制度と、今回改めました新制度におきます一般財源の問題についてお答えしたいと思います。

まず、人数でございますけれども、老人医療費につきまして、現行制度で、いわゆる府の制度の対象となっております方が1,087名、それから、市単独制度の対象となっております方が541名の計1,628名となっております。これが、現在、既に65歳に達しておられる方につきましては、改正後も70歳になるまで、引き続き老人医療助成が受けられるという経過措置がございますが、経過措置が終了した後の人数を申し上げますと、大阪府の制度が21名になります。それから、市単独制度の方が350名の計371名となる予定でございます。

次に、障害者医療につきましては、現在、大阪府の制度の対象の方が537名、市単独制度の対象の方が3名、計540名となっております。これが、改正後につきましては、大阪府制度対象者522名になる予定でございます。

続きまして、一部負担金助成につきまして、現在、大阪府の制度の対象となっております方が617名、市単独制度の対象となっております方が646名の計1,263名となっております。

改正後につきましては、府の対象となられる方が592名、市単独の制度の対象となる方が251名の計843名になる予定でございます。

続きまして、一般財源ベースでございますが、老人医療につきまして、現行は、医療費が1億2,100万円、そのうち、府補助金が4,700万円、一般財源が7,400万円となっております。

それから、平成16年度から20年度までの5か年平均で試算しました単年度当たりの金額が、制度改正後は、医療費全体が7,900万円、府補助金が2,700万円、一般財源が5,200万円というふうに算定しております。

障害者医療につきましては、現行医療費が1億1,300万円、府補助金が6,400万円、一般財源が4,900万円、これが、制度改正後、医療費全体が1億2,300万円、そのうち、一部自己負担が1,000万円、府補助金が5,600万円、一般財源が5,700万円と算定しております。

それから、一部負担金助成につきましては、現行が、医療費が1億3,000万円、府補助金が4,500万円、一般財源が8,500万円、制度改正後は、医療費が1億2,800万円、一部自己負担が2,400万円、府補助金が4,300万円、一般財源が6,100万円というふうに算定しております。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 今お聞きした中で、集約的に見てみますと、新たな制度になることによって自己負担が7,500万円、こ



れすべての老人、障害者、乳幼児、母子、対象者すべてが新たな制度で一部自己負担金の制度が導入されるということで、負担される費用が7,500万円ということになります。このうち、制度改正といいますかね、対象者増ということ等あって、医療費の増が2,200万円見込まれると。そして、府の補助は2,500万円減ると。そして、市の補助は2,800万円減ると。つまり、市の補助、府の補助、これで5,300万円、医療費で2,200万円、合わせて7,500万円、これが市民の負担増で賄われるという、こういう勘定になるんですね。つまり、これは福祉の重大な後退であって、しかも、この負担を、老人、障害者、乳幼児、ひとり親家庭というところを大きくしようという以外の何物でもないんじゃないですかね。

このことについては、もちろん、市長会などで、こういう医療制度の改悪について物申してきたところだと思うんですね。一体どういう行動を起こされてきましたか。そして、こういうことになって、結局、弱い人の負担が一層増えるという、こういうことについて痛みを感じないのかと。さらに言うならば、大阪府がこういう改悪をやってくると。これ自身けしからんことだけれども、これに呼応してきたとおっしゃるかもしれない。しかし、府が実施したからしょうがないと、果たしてそういうものでしょうかと。

これまで摂津市は、例えば、退職者医療制度の創設のときには、そういう制度ができるときには、見込み違いもあって大変大きな赤字を生じた。こういうことは、しかし、あるいは国民健康保険も、被保険者に負担をしわ寄せすることはできないということで、その決着がついた差分については一般会計から補うと、こ

ういう立場をとってきたというのが本市の態度であったと思うんです。

今回の場合、こういう制度の改悪で、摂津市は、これ負担を増にしてもなおこういう事態になるというのであれば、私どもにとっては承服できないけれども、それならばしょうがないという人がいるかもしれません。しかし、摂津市は、大阪府が支出を減らす以上に、2,800万円も支出を減らすという結果になってるんですね。これ府の制度の改悪じゃないかと、摂津市が望んだものではないとおっしゃるのであれば、なぜこの機会に制度を一層よくすると、今お話があった乳幼児の医療制度、もう1歳引き上げるとしたらおよそ3,000万円、ほぼこれと同じ額じゃないんですか。そういうふうにはお考えにならなかったんですか。

○野口委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 平成16年度から平成20年度の5か年の平均で見ますと、現行で約2億9,500万円の一般財源が、この制度改正に伴いまして、一般財源が大体2億6,700万円ぐらい、つまり2,800万円ぐらい一般財源が下がっているという指摘だというふうに思います。

例えば、平成16年度には、平成15年度の決算ベースと比較しまして、一般財源が一たん減額となります。例えば、障害者医療につきましては、平成17年度から、それから、母子医療につきましても、平成18年度から一般財源ベースで、平成15年度の実績見込みを超える額になるというふうに想定しております。

また、一部負担金助成につきましても、平成22年度あるいは平成23年度には、もう一般財源ベースで平成15年度の実績見込みを上回ってくるというふうに想定しております。

5年間の経過措置があります老人医療費につきましても、対象となります65歳から69歳の高齢者人口が、5年後には現在の1.4倍程度になると想定されておりまして、経過措置が切れる平成21年11月以降は、一般財源が大きく増えてくるということは確実でございます。本年11月から1歳引き上げることになります乳児医療につきましては、当然、平成16年度から一般財源は平成15年度実績見込みを上回ることとなります。

このような状況を考えますと、少なくとも老人医療費の経過措置が切れる平成21年11月以降は、すべての医療費助成におきまして、年次を追って一般財源が増えていくということになります。

このような状況を踏まえまして、限られた財源の中でこの医療費助成制度を今後も維持していくためには、今回の改正内容でご理解をお願いしたいというふうを考えております。

また、委員がご指摘のように、これまでの摂津市の医療費助成に対する取り組みを踏まえまして、例えば、老人医療におきましては、府下においても、恐らくまだ9月議会等で対応される市や町もございますので、はっきりとしたことは言えませんが、少なくとも現時点におきましては、老人医療費本体助成で、わずかではございますけれどもいわゆる65万円以下の所得の方を対象とするような、府制度を上積みするような制度を決断してやってまいりますので、そのあたりとしても、市としては最大限の努力をしているというふうにご理解をいただきたいと思っております。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 もちろん、大きな制度改正が大阪府の制度改正にあるということは承知しております。そうした中での、今

おっしゃっているような一定の努力というか、それはまあ全然見てないわけじゃありません。しかし、総体として見たら、今指摘したような、つまり市民の負担増、対象者の負担増、これが大阪府や摂津市の負担を減らしているという結果なんですね。医療費の増分も、全部それもこの一部負担で吸収してるわけですよ。

そういう実態について思い立つならば、今大変不況のときですよ。今おっしゃった乳幼児医療の制度ももっと拡充していかなきゃならんと。厚生労働省が、年金法案の可決の以前には出さなかったという、合計特殊出生率が、見込みの1.31を割り込んで1.29になっているというような事態でしょ。一層安心して子育てができるような環境をつくると。これは、ごくごくわずかの分野かも知れませんが、しかし安心して医療を受けられるというのは、これも一つの重要な課題だと思っんですね。

こういうところを拡充するのかどうかと。いや、もうそれはやむを得ないんだというならば、これはどんどん、どんどん人口も衰退していくし、ひいては改悪案が通ったばかりの年金の屋台骨を揺るがし崩してるんですよ、一方では。そういうことに思いひたせばこれで果たしていいのかと。大阪府にもっと強く物を言えるということじゃないんですか。そういうことじゃありませんか。

私は、こんな、大阪府がやったからやむを得ないんですというふうにするということはいいいのかというふうに思いますけれど。

○野口委員長 堀口部長。

○堀口保健福祉部長 確かにそのようなご意見もあろうかと思っております。しかし、5年間の平均試算で、年平均で、先ほども述べておりますように、2,800万

円というような一般財源が軽減されるわけですが、審査手数料とかそういうような関係もありまして、実質的には2,400万円から2,500万円程度かなと思っております。ことしにつきましては、福祉制度のコンピューターシステムの改造ということも必要になってまいりますので、本年度につきましては、約1,650万円ぐらいの経費はかかるであろうと思っております。

しかし、この福祉医療の関係だけで見ますと、確かに浮いた金はどこ行ったんやと、こういうような発想になるかもしれませんが、保健福祉部全体で見てくださいと、日本経済の低迷と高齢化によりまして、生活保護、これは毎年1億円以上伸びております。これは、市が持ちます負担分、これが大体約3,000万円近くになっているんじゃないかなと。それと、介護保険につきましても、きのうの本会議でも説明させていただきましたが、ものすごく今利用度が高くなってきて、これも1億円。法定負担分だけで12.5%ですが、これも3,000万円近くになっております。

それと、きのう、おとついでですか、児童手当法が国の方で通りまして、これで市が持つ分が6分の1で約3,000万円。そのほか、先ほども課長の方が言うておりましたように、児童扶養手当の関係で毎年100人から伸びておると。また、障害者の支援費制度、これにつきましても伸びておまして、これら負担を考えると、相当なやはり市の負担となっております。

一定限られた財源の中で、府の切られた分をそのまま市が負担していくとなりますと、これは到底、保健福祉部あるいは今の摂津市の状況では、少しもたないんじゃないかと。ただ、しかし、今まで

各市に先駆けていろいろな府制度に上乗せた制度をしてまいりました。ただ、それも、今回、府にあわせるんではなしに、先ほども言うておりましたように、やはり一挙にそういうことではかなりの負担の方が出てくるであろうということで、我々としては最大限の努力をさせていただいたつもりでございます。

これから、先ほども言いましたように、5年後ぐらいには、もう高齢者の数が1.4倍に増えると。12、3年後には、今の高齢者が1.6倍に増えると、65歳から70歳までですが1.6倍になると。こういう状況の中では、やはり今のままでは、到底、日本全体の経済が回復してきて、それが耐えられるような状況になればまた別なんですけど、今の状況であれば、少し持続可能な制度とはなりにくいのではないかとということで、できるだけ持続可能な制度にさせていただきたいということで、この提案をさせていただいているところでございます。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 持続可能、持続可能と言いますが、この自己負担分を非常に大変大きな負担だと感じる世帯ですよ、この対象になる老人医療等なんかの場合は。その他も、所得制限あるようなところでは、つまり低所得者層にとっては大変負担が重いというところに、さらに、これは普通の生活で大変なところへ、医療費をまた上乗せすると。持続可能というのは、人間が健康で文化的に生活していく、こういうことが持続可能の一番の基礎ですよ。医療費削って、医者に行くなと、まあいわば、そうは言わないけれど、結局そういうことすわな。どんどん削っていけ、負担を増やしていくということは。それで持続可能やったら、制度は維持しても、人間の生活、生存権を維持すると

いうことになりますか。

新たな生活保護もどんどん増えてきて、それをそうさせてる政治の責任があるんじゃないですか。金がない、うそですよ、そんなことは。大阪府だってむだな工事いっぱいやってるじゃないですか。関空2期工事等々、いろいろ各方面からも声あって、空港島ができたけど上物はつくらん言うてるじゃないですか、当面は。安威川ダムどうですか、本体工事にかかってはならんという外部監査の結果でしょ。淀川水系のダムは皆やめたと、中止、取りやめ。やることやればできるんですよ。しかし、やろうとしてないです、本格的には。要は税金の使い方なんです。一番大事なものは何かと。こういう社会的弱者の生活を、本当に最低限支えていく、生存権を維持していく、これを基本に据えた持続可能な社会でないという意味じゃないですか。どんどんその生活を悪くしていくと。今でさえ大変だと言ってるのにまだ悪くするのかと。そういうことを聞いてるんです。

何が持続可能なんですか。制度として持続可能というのは、そんなことは、人間は医者へ行かんとはよ死んでくれたらええと。まあそうは言わないけれどもね、そういうことなら制度維持できるというなら、それを優先するのかということですよ。要は税金の使い方、府的に考えたらもっといろんなことたくさんありますよ。それをしない。

一方では、BSE、ハンナンのあんな業者にどんどん便宜を図ってやると。まあこれからまだまだ出てくるでしょう。こんなことやっとなら、何が持続可能なために、障害者、母子、乳幼児の方、負担してくださいますと、どこをどうつついたらそんな口が出てくるのかと言わなければならんんじゃないですか。

持続可能というのは、やっぱりそういう生活を基本に、低所得の方も安心して生活できると、こういうことこそ市が心を砕くべき。いや、そのとおりになかなかいきませんと言うかもしれないけど、そのことに心を砕くというのが行政の仕事じゃないんですか。その結果がこれだというふうに私はちょっと見れないんです。一生懸命やっただと。本来なら、制度改悪して、大阪府がもうごっそり削るけど、我々としては制度を維持したいと。2, 800万円も助かるというようなことを見るべきじゃないですよ。システム改造に何ぼか要って、あと残りまへん言うけど、それは初年度だけのことでしょ。医療費が増えてくる、だからどうせそうなんだとおっしゃるかもしれないけども、そうじゃないと思うんですよ。やっぱり今でもなかなか大変な生活ですよ。ましてや医療なんていうところに金使えないと。老人でもそうですよ。定期的な検診がどうしても必要な成人病なんかの場合、やっぱり回数減らしているというような実態があるということも各市から報告が上がってますよ。それが本当に持続可能な社会なのかと。年寄りも早く死んでいただいて、負担がいかんように、そういうふうにするのが持続可能なのか、そりゃ持続可能かもわからんけど。そういう制度なのかと。極論ですがそういうことも言いたくなるんですよ。そうでないと言うんやったら、もう少し言いようもあるし、やりようもあるということじゃないんですか。

○野口委員長 堀口部長。

○堀口保健福祉部長 府の方の金の使い方がどうのこうのと、これはちょっと話が別になると思いますけれども、当然、摂津市におきましても、都市基盤整備とかそういう部分で必要な部分もございま

す。どれもこれもが、例えば、建築あるいは土木について不必要やというものはないと思います。

ただ、その中で、先ほどもご答弁しておりますように、これから高齢者人口が極端に増えてまいります。摂津市の場合には特に今若いだけに、その分がもう5年後、10年後には、今の1.6倍とかというような形になってきたときに、実際に、これが今の財政状況の中でもつかどうかということを考えた場合、恐らく無理であろうと。何かを大きく削ることができれば別といたしまして、今の状況ではこれは無理であろうというような判断の中で、今回こういうような提案をさせていただいたわけでございます。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 問題点がはっきりしたということからも余り追及はしませんが、私、長寿社会というのは喜ぶべきことやと、単純にそう思うんです。寿命が延びたと、喜んでいいんじゃないですか。それを喜べないというのは、何がゆがんでいるかということをやひ見てほしいと思うんです。それを支える世代がない、なんでそうなっているのかと。

話は違いますが、例えば、男女平等がちゃんとしてるところ、女性の就業機会の多い国、こういうところは出生率が上がってるんですよ。もちろん、それに付属するいろんな、働く女性が増えてきたら、ちゃんとそれなりの施設つくらないとそれが維持できないから、そりゃもちろんそういうことなどの制度の拡充ということも相まってですけども、そういうことやれば、合計特殊出生率も増えてくるんですよ。そうしてこそ初めて安心できると、安定的にできると、そういうことを望んでおられるんじゃないですか。長寿社会がけしからんというふうに、こ

んなふうには言ったらだめなんでね。そりゃそれを支える若い世代も増えるような、安心して子育てができるような体制、そういうことこそ目指さないと、こんなことは本当に、それこそ市だけではないけれども行政の責任ですよ、それは。そうならないというのは行政の責任だということをや棚に上げて、長寿社会けしからんみたいなことはもう絶対いかんと。

摂津市についても、金の使い方ということで言えば、南千里丘開発をやめようとしてないじゃないですか。70億、80億、市の持ち出しもあるというのにこれはやろうと、やりたいと。やるというふうに結論づけたかどうかは知りませんが。結論づけてはいないけれども、やる方向で一生懸命やってるじゃないですか。そのために、財政支出もやっぱりやるわけですよ。

それと、2,800万円、これ2,800万円やいろいろ言うてますけども、もっと全体としたら、助成を増やすということのために捻出できるお金は幾らでもあると。我々これまでいろいろ言うてきました。人事の問題でも、三役人事の問題でもいろいろ言うてきましたよ。そういうことでやればこんなすぐ出てくるお金でもあります。

そういうことで税金の使い方というのを考えるべきだと申し上げて、終わります。

○野口委員長 上村委員。

○上村委員 私の方から、意見的な発言でいきたいと思っておりますけども、今議論聞いてまして、この制度によって2,800万円の一般財源の持ち出しが、5年間平均で減っていくというお話でした。先ほど、部長の方から、持続可能な制度にしていきたいという話がありました。

今の摂津市の経常収支比率は108.

9ということで、大阪府下でワースト2位という非常に厳しい状況ということで、今回、2, 800万円の一般財源の減になるけども、将来的にはいずれ増になると。大阪府も補助金を減らしていきたくらうということで試算をされとるということです。

今、国でも三位一体の改革ということで、地方の主体性、地方分権ということで、地方に独自性を持たせるということでいろんな改革を進めているということでもあります。そういった流れが、いずれこの摂津市にも来るということで、今回、住民税の均等割が3000円にされるということでもあります。そういった流れが来る中で、今回、この制度も、大阪府のアクションプランの中でできたということでもあります。

この保健福祉部にかかわる部分で、2, 800万円の一般財源が減るわけですが、将来的に見れば増える可能性があるということで、長期的な展望に立ってそういう判断をされているということです。平成19年には赤字再建団体になるだろうというふうな予測もされています。そうなってくると、この市の単独事業、今回、市が大阪府に上乘せした制度そのものが持続できないということではなかろうかなと思います。

そういったことになると、まさしく市民に迷惑かけるということにつながると。これ以外の市の単独事業、そういう面でいろんな単独事業ありますけども、それさえも維持できなくなるという非常に厳しい状態になると。その結果、市民に多大な迷惑をかけるという、それをなさないために、今回、この条例改正を提出されたということです。

気持ち的には、福祉ということでは、お金があれば幾らでも出してあげたいと

いう気持ちは十分にあると思います。それが、福祉たるゆえんの根底にあるわけですから。しかし、それができない今の財政状況の中で苦渋の判断をされて、こういう案を出されたということ、我々議員はそういう立場で物見ますんで、やっぱり摂津市全体を考えながら判断していくべきではないかなと思っています。

やはり今回出されたものも、本来はもとすばらしい制度にお金があればすべきだと思いますけども、しかし、大阪府下ワースト2位という経常収支比率で、なかなか思い切った手も打てない。やはりこういった福祉というところも、市民の理解を得ながらしていくべきではないかなと思っています。

そういった意味では、今回の条例についてはいたし方ないというか、現在の中で一番有効な手段ではないかなと思っています。

そういった意味で、今後、いろんな施策を展開する上で、そういったことを十分視野に入れながら、今回、先ほど、登阪課長のお話の中にもありましたように、そういった視点でされてますんで、常にそういう視点に立ちながら、摂津市の長期的展望に立って、財政状況を見ながら、福祉とは何かというものを勘案しながら、最良の策をとっていただきたいなというふうに思っています。

なかなかそちらの方から言いにくい部分もあると思いますが、そういった意味で、我々としてはそういう判断をしていきたいなと思っています。

○野口委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時51分 再開)

○野口委員長 それでは再開します。

議案第36号及び議案第37号の審査を行います。

この2件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦委員 議案第37号で、繰越金として923万4,000円が歳入として入ってくるということですが、15年度予算と絡めて、何で今の時期に繰り越してくることになるのかということだけ、補足で説明いただきたいと思います。

○野口委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 平成15年度の老人保健医療特別会計の収支でございますけれども、当初予算におきましては、歳入歳出とも51億1,054万5,000円の予算を立てておりましたけれども、実績におきましては、歳入が50億8,815万5,153円、それに対しまして、歳出の方が50億3,687万5,701円ということで、一応、次年度の平成16年度への繰り越し、まだこれは見込額でございますけれども、これにつきまして、5,127万9,452円となっております、そのうちの、今回、国及び府の負担金の返還金に相当する財源といたしまして、923万4,000円を歳入の方で計上させていただいたところでございます。

○野口委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で質疑を終わります。

続いて、議案第39号の審査を行います。

本件につきましても、補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦委員 人件費は総務常任委員会の関連になりますので、業務の関連で、非常に遅くまで電気がついてるんですね。いろいろ制度の変更やいろんなことがあると思うんですけど、そんなんで頑張っただけで済むと思うんですけども。業務の量と人事配置等の関連で、今後もいろんなことが起こってくると思うんですけど、適正な配置ができていいのかということ、非常に漠然とした質問であれななんですけど。

○野口委員長 井口課長。

○井口介護保険課長 毎日遅くまで残っておるのではないかと、適正な事務内容、量になっておるのかというようなご質問かと思いますが、私ども介護保険課といたしましても、かなり残業が多いということは認識しておりまして、これにつきましても、制度、5年目に入っておりますけれども、随時、制度が変わっていくというんですか、制度の変更がメジロ押しというようなことになっておりまして、それにつきまして、日常、勤務時間中にはこなせない実情がございます。

かといって、財政的に苦しいわけですので、少しでも効率的に事務をこなしていくように、日々、努力しておりますが、私は、着任しまして2か月足らずでございますが、適正な配置、これを心がけて、この間、政策推進課並びに人事課とヒアリングをいたしまして、アウトソーシングできるものはないかというようなことがありましたが、ケアマネジャーという資格を持った職員が今2名おります。この職員が日常、ケアプランの相談、ホームヘルパーからの相談と、いろんなこういう相談業務に追われておりまして、なかなか事務がはかどらないと。こういった認定審査業務もしかりでございます。そういった業務をできるだけ専門的な職

員、資格を持った職員を外部から採用いたしまして、本来、管理業務といいたしめようか、これからやっていかないとはいけな、例えば介護予防業務ですとか、そういった方にシフトをしていって、アウトソーシングも進めながら、時間を短縮した業務内容にしていきたいなと考えております。

○野口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時57分 休憩)

(午前10時58分 再開)

○野口委員長 それでは再開します。

議案第40号、議案第41号、議案第42号及び議案第43号の審査を行います。

本4件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦委員 議案第41号の条文の中で、説明していただきたいことがございまして、1ページの一番下から2行目と1行目、第3号、父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童、ということが載っています。この中の、定める程度の障害の状態というのは、規則か何かで決められて明確になっているのかどうか、説明お願いしたいのと、その下の、第4号、父又は母の生死が明らかでない児童、ということですが、具体的な判断としては、どういう状態で判断をされるのかということ、父、母の生死が明らかでないということの判断はどういうふうなところで判断をされるのかということの説明をお願いいたします。

○野口委員長 山本課長。

○山本こども育成課長 議案第41号の第1条の2、定義の中の第2項の第3号

ということで、父又は母が規定で定める程度の障害の状態にある児童という項目でございますが、この項目におきましては、児童扶養手当法がございまして、児童扶養手当の制度におきまして、離婚等された母子家庭の方が対象になるものでございまして、お父さんが障害をお持ちの方につきましても、母子家庭等という認定がございまして、児童扶養手当を受けられる場合がございます。その児童扶養手当で定められておられる障害の程度ということで、こちらの方に該当する方の程度ということで、規則の方で定める予定でございます。

その内容におきましては、11項目でございます。読み上げさせていただきます。

両眼の視力の和が0.04以下のもの。両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの。3番といたしまして、両上肢の機能に著しい障害を有するもの。4番といたしまして、両上肢のすべての指を欠くもの。5番といたしまして、両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの。6番目といたしまして、両下肢の機能に著しい障害を有するもの。7番目といたしまして、両下肢の足関節以上で欠くもの。8番目といたしまして、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの。9番目といたしまして、前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの。10番目といたしまして、精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの。11番目といたしまして、傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と



常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであるとあって、労働厚生大臣が定めるものという項目がございます。

こちらの方の規定に従いまして、お父さんまたはお母さん等々が障害をお持ちの方につきましても、母子医療証の適用をさせていただくということでございます。

次に、第4号の父又は母の生死が明らかでない児童ということでございますが、こちらの方、いろんなケースがあろうかと思えます。私どもといたしましては、やはり養育者の方々の申し立てにより家庭訪問等をさせていただいたり、また、状況によりましては、やはり警察などに捜索願を出しておられると。その辺の客観的な状況を見きわめた上で、この第4号におきましては、認定の際にそういうことをやっていきたいということで考えております。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 今度の、大阪府の医療制度の改定の一つが、一部負担金制度の導入だと思います、私は、一つは。

こういう点では、国保本体の方は、一部負担金の免除という制度がありますね、免除という制度が。これは国保条例上も規定があると思うんですが、このことと、障害者、母子家庭等の福祉医療制度の一部負担金との兼ね合いはどういうことになりますでしょうか。

○野口委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 今回の医療費助成の改正の中で、とりわけ問題となりますのは、私どもが所管している分につきましても、老人医療費のいわゆる非課税世帯の方を大阪府制度から外して、いわゆる生活が一定大変と思われる方に対する対応をどうしていくのかという問題。これにつきましては、先ほどもご答

弁させていただきましたように、不十分ではございますが、収入が65万円以下の世帯について、府制度とは別に市の単独制度を認めていくということをさせていただいております。

それから、今委員ご指摘の、障害者医療等におきます一部自己負担の導入の問題でございますけれども、これにつきましては、本市としましては、障害のある方の大きな負担となる場合もあり得るというふうには考えまして、一部自己負担をどのようにしていくかということについても検討いたしました。

しかし、大阪府が示しておりますように、障害のある方一人当たりの年間自己負担額を2万円として試算いたしますと、来年度、17年度にはもう自己負担額が1,000万円を超えるということになりまして、その後も市の負担は増えてまいります。

したがって、今回提案をさせていただいておりますように、一部自己負担分につきましても、大阪府の制度と同様に、1医療機関当たり、入・通院、1日500円、月2日を限度とさせていただきたいというふうに考えております。

この問題につきましても、3月の大阪府議会の方でも議論になっております。大阪府の方も、例えば府単独で実施する小口生活資金貸付事業について、今回、65歳以上の市町村民税非課税世帯を対象に、新たに医療費として10万円以内の特別貸付枠を創設するのをはじめ、現行制度の中で、医療に関するセーフティネットを適切に対応していくと。それでも、なお長期にわたり多額の一部負担が生じることにより対象者の生活に大きな影響を与えるような場合には、何らかの負担軽減措置が必要と認識しており、制度改正実施後においてその実態の把握に

努め、市町村等とも十分協議を行いながら、制度的な対応を含めた検討を行う等の旨の答弁をされておりますので、本市といたしましても、制度改正後の実態把握に努め、必要な場合には、大阪府に対して制度的な対応を求めるとともに、市としましても何ができるのかを考えてまいりたいというふうに考えております。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 大阪府の姿勢はそんなんかも知れませんが、これなんか見切り発車じゃないですか、そういうことと言えば。国保の方は一部負担金の免除という制度があるんですよ。一般の国保加入者の、被保険者の、免除はあるんですよ。適用もされてますよ。それ以上に困難な生活をしている、今この所得制限だとか見ていけば、老人の世帯で65万円の収入と、年間収入65万言うたら相当なもんですよ、生活保護以下ですから、最低生活費以下ですから。そういう人たちに対して、これは一部負担金を持つと。一方で、国民健康保険は制度として一部負担免除という制度があるんですよ。現にそれは実施されてるじゃないですか。

このことが昨年は問題になりましたけどもね、一回しか使えないのかいうて、いや、それ制度改善しますいうてね、打ち出したとこですよ。

そのこととの関係を聞いてるんですよ、いかがですか。

○野口委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 障害者医療につきましては、いわゆる対象者が、今回、本市におきましても、これまで所得制限を設けてきておりませんでしたけれども、制度改正にあわせまして、所得制限を設けさせていただいております。単身の世帯の場合で、年間、本人所得が462万1,000円、これは、大体、

収入ベースにあわせますと645万1,000円ということで、恐らく国保の方の減免の対象となっておられる方との関係でいいますと、少し収入のあれが違うんじゃないかなというふうに考えております。

ただ、そういったことはあるにしましても、先ほど申し上げましたように、障害者の方におかれましてはなかなか大変なことになるということも想定されますので、今後、十分実態把握に努めまして、大阪府に申し上げるとともに、市としても、もしそういったことが必要となれば何らかの対応をしてみたいというふうに考えております。

○野口委員長 上村委員。

○上村委員 ひとり親家庭の医療費助成の件ですけども、これは児童扶養手当の制度と密接に関係している部分があって、児童扶養手当については所得制限等あって、ただ、医療費助成と違うところは、国民健康保険に入っとけば、児童扶養手当をもらえる人はもうほぼ100%もらえるようになりましたね、医療費助成も。母親の医療費の補助ですかね。それから、子どもの医療費は当然、施策は乳幼児医療で助成されますけども、それ以降は、ひとり親家庭の医療費の方で18歳まででしたか、補助されると。

普通、組合健保に入っとる方は、子どもが小さいときは乳幼児医療で助成されますけども、それ以降は、付加給付があれば補助できないということになっていますよね、今。その制度は今後も生きるのかということと、この付加給付があるということが、何で支給されない原因なのかなということと、あわせて二つ、ちょっと教えていただきたいんです。

○野口委員長 山本課長。

○山本こども育成課長 付加給付の方の、

今までは適用外であったけどもというよう  
なご質問だと思いたしますが。

今回、大阪府におかれまして、母子医  
療におきまして、付加給付を受けてお  
られる本人におかれまして、給付の適  
用に、11月をもって改正されるという  
ことがございます。

その制度にあわせまして、本市におき  
ましても、母子医療証適用になる所得基  
準はございますけども、適用になる世帯  
の方、今までお子さんだけが母子医療証  
の適用になっておられた世帯がございま  
すけども、11月以降におきましては、  
お母さん等々に、ひとり親でございま  
すので、父子家庭の方であっても、付加給  
付を受けておられる本人におかれまして  
も、医療証の方は適用になるという改正  
でございます。

○野口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で質疑を終わります。  
暫時休憩します。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時17分 再開)

○野口委員長 それでは再開します。  
討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 討論なしと認め、採決に  
入ります。

最初に、議案第35号所管分について、  
可決することに賛成の方の挙手を求めま  
す。

(挙手する者あり)

○野口委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定  
いたしました。

続いて、議案第36号について、可決  
することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定  
いたしました。

議案第37号について、可決すること  
に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定  
いたしました。

議案第39号について、可決すること  
に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定  
いたしました。

議案第40号について、可決すること  
に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定  
いたしました。

議案第41号について、可決すること  
に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定  
いたしました。

議案第42号について、可決すること  
に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定  
いたしました。

議案第43号について、可決すること  
に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定  
いたしました。

暫時休憩します。

(午前11時19分 休憩)

(午前11時25分 再開)

○野口委員長 それでは再開します。

請願第1号の審査を行います。

前回の委員会に引き続き、質疑を受けます。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時26分 休憩)

(午前11時27分 再開)

○野口委員長 それでは再開します。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 討論なしと認め、採決いたします。

請願第1号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 賛成少数。

よって、本件は不採択すべきものと決定いたしました。

続いて、請願第4号の審査を行います。

最初に、紹介議員から説明を求めます。

原田議員。

○原田議員 請願第4号について、私の方からご説明を申し上げます。

この請願第4号を提出いたしました経過について、少し述べたいと思います。

ご案内のとおり、先ほどお決めにいただきました請願第1号の審査の経過等の中から、私どもは、地元の皆さん方、請願者並びに紹介議員と協議をいたしまして、委員各位からお話があった部分について十分協議をいたしまして、今後進めるといいますか、議会の意向、皆さん方の意向を踏まえて、新たに請願を提出をして、そして、また審議に供していただくとうと、こういうことで提出をいたしたところでございます。

内容等につきましては、やはり暮らしの安心あるいは地域にそういった不安を抱いて生活をしていくという、非常に地域の皆さん方の思い、そういうものが今なお払拭することができない。同時に、先般、寝屋川市の方で同種の工場ができるということで、市民8万人の署名を添えて、市の方に提出をされたという新聞記事を見ました。

そういう意味で、こういったごみ固形燃料製造工場が地域に及ぼす影響はまだまだ解決をされていないという判断であります。しかし、そういう中であっても、12月のいわゆる事前審査終了書交付後、工事が進められておりますし、そんな状況を見る中で、やはり大阪府に対しては、この認可が間もなく出るであろうという予測のもとに、摂津市議会といたしましては、地域に、やはり先ほど申し上げておりますように民家や生産緑地が隣接しておりますし、近くには市の障害者施設ふれあいの里もあるわけでございます。そういった意味を踏まえて、許可をおろされる場合には慎重にやっぱり扱ってほしいということ、再度、市議会が決意をしていただいで、大阪府に働きかけていただくようお願いする思いがいっぱいでございます。

地域の皆さん方と十分ご相談申し上げて、この請願を第4号として新たに提出をいたしたわけでございますので、よろしくご審査をいただきたいというふうに思います。

○野口委員長 紹介議員より説明が終わりました。

質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦委員 この、今回提出された請願第4号につきましては、先ほど採決をとられました請願第1号、今まで3回、い

ろんな角度から審査もいたしまして、調査もさせていただく中で、この第1号の場合は、明らかに件名のところに工場進出に対して反対するということで、地元としては、このことについては反対であると、こういうことでの請願でございました。

今回は、その件名も変えられておられまして、中身の文面もかなり変わっているところがございます。

今までのこの3回の審査の中で、大阪府の資料なんかも提出されておりましたけども、その中では、法的な部分で問題がなければ手続についてはしていくと。今のところ、大阪府の見解としては、法的な問題はないと、こういうふうな資料になっておりました。

そういった中で、1点だけ確認をさせていただきたいんですけども、今回の請願について、この問題のごみ固形燃料製造工場の進出についてのこの請願者の立場は、第1号と同じように、全く来ることに對しての反対であるという立場での提出になっているのか。それとも、今着々と進んでいく中で、また、世の中の動きの中で、進出をすることについて、一定、仕方がないという立場の中での安全対策の強化とか内容について、慎重に扱われるという意味合いについて全く反対という立場なのか。それとも、一定、来るということはやむを得ないとした上での条件的なことについての、慎重に扱うという請願なのかということをお聞きしたいと思います。

○野口委員長 原田議員。

○原田議員 この請願を提出いたしました経過については、先ほど申し上げましたように、民生常任委員会の審査経過を踏まえて、新たに提出いたしましたところがございます。

そういうことをまずご理解をいただきたいと思います。

この案文等につきましては、第1号の中身を踏まえた案文にもなっております。

ここで、いわゆる反対の意志はどうかんだというご質問でございますが、これには変わりはありません。地域は、今なお反対であるという意向でございます。

前回の請願第1号の中にもありましたように、大阪府の方に、許可を慎重にしてほしいと、こういう内容であります。今回も、最後のところでそういうふうに言っております。安全対策の強化ということですが、これは、前回の審査経過でも申し上げましたように、総務省消防庁において、いわゆる消防法の改正あるいは摂津市の火災予防条例の見直し等が、私どもは、今行われておりませんが、私どもは、必要である。そして、その安全管理というんですか、製品の保管も含めて、私たちは必要だというふうに考えております。しかし、まだ法改正がされておらない。あるいはそういう条件整備がされておらない。そういう状況を踏まえて、大阪府に、慎重に許可をおろされるようにということでもあります。

したがって、安全対策はすべてクリアできてるかということについても、私ども、まだまだ資料も十分得ておりませんが、そういう状況も把握をしておりますけれども、現段階における状況では反対に変わりはありません。

そういうところをご理解いただきたいと思います。

○野口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 全国的に、やはり、今、循環型社会形成推進基本法が成立をいたしまして、全国的にリデュース、リユース、そしてリサイクルという3Rの優先順位がつきまして、資源を循環していこうと

いうこの大きな流れの中で、こういった工場も、これが、さっきおっしゃいましたけども、摂津だけではなくていろいろなところで、これからも恐らくつくられていくと思うんですね。

こういう流れの中で、やはり日本は法治国家ですので、大阪府もやはり法的に問題がなければ許可をおろさざるを得ないというふうな状況の中で、私たち摂津市議会としても、法的に問題があるのであれば、これは一定の配慮をしなければならぬという立場でなければいけないと思いますし、また、法的に問題がないのであれば、その中身の中で、例えば、安全対策について、今、法が途中で改正をされて強化されてくる。それに対応するような協定を結んでいくとか。例えば、中の安全対策の面について、定期的に立ち入りできるような協定を結んでいくとか、そういった具体的な、前向きな意思の合意形成を図っていきながら対応すべきではないかなと、このように考えておる次第でございます。

前回の資料の中でも、今後のこの大阪府の流れの中では、事業者には、地域の環境保全に必要な手段として、環境保全協定書の締結を指導すると、こういうふうなことも書いております。これは摂津市と結ぶということになるとは思いますけども、当然、そういったところでの、地元が反対をされたままでというのは好ましくないとは思いますが、やはりこれは法的根拠もないのに、議会としてそれを、こういう請願として議決することも難しいのではないかと考えますので、その辺のことも踏まえて、採決に臨んでまいりたいと、こういうふうに思います。

○野口委員長 山下委員。

○山下委員 私は、そういうことで、今の意見、質問としても、今説明にあった

ように、RPFというのは業者の方は安全だというふうに、RDFより安全だということを感じて言ってるんですけども、これは、この種の施設が大変危険性がある、総務省でも、これは指定可燃物に指定しなきゃならぬという、そういう見解を出されておりました。

そういうことから言うと、私どもは、むしろまだ法律にないこと、条例にないこと、そういうことを住民が請願してくるということは当然のことだと思ってるんです。法が必ずしも先へいってるわけじゃありません。法の方は、むしろ、後からついていっているというのが現状です。住民の願い、要求がまずあって、それに補完する格好で、後で法律や条例がついていくというのが、大体これまでの経緯ですよ。

そういうことから言うと、この種の請願が、私は、法にないからということには当たらないと思いますが、むしろ、まだ法に規定がないからそういう法をつくってほしいと、この場合に、これはまさに当たるのではないかなと思うんですね。

そういう点で、RPF、RDFの、特に火災予防の面からの危険性が指摘されて、このことは何度も論議されているわけでありましてけれども、なお原因不明であるという発火火災の状況があると。こういうことは、原因が不明ということは、一層そのことについての慎重な取り扱いが必要なんであって、実は、法整備も必要だと私は思うぐらいなんですけど、そこまでこの請願が要求しているわけではなくて、今当面の個々の事例について、少なくとも、事を慎重に起こすべきだというふうに解すべきだと思うんですけど、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○野口委員長 原田議員。

○原田議員 先ほども少し申し上げましたように、山下議員の考えと私ども一にするところでございます。

法的な整備ということは、常々、やはり法は不十分であるということで整備をする、改正をしていく、こういうことずつと行われてきておるところでございます。

特に、私どもは、他市に先駆けまして、摂津市環境の保全及び創造に関する条例というものをつくっております。そういう中で、第30条、第31条、第32条、この中においても、指定工場、いわゆる地域紛争と、いろいろと条例の中に記載をいたしております。

そういったことから踏まえて、地域の皆さん方の意見はやっぱり十分取り入れて、こういう工場は、やはり私どもは来てほしくない、設置をしてほしくない、こういう意向はもう変わらないわけでございます。

そういう意味で、やっぱり法的な整備をこれからも要求をしていきたいなど、こういうふうに思っております。

○野口委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で、紹介議員に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時40分 休憩)

(午前11時41分 再開)

○野口委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 討論なしと認め、採決します。

請願第4号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 賛成少数。

よって、本件は不採択すべきものと決

定いたしました。

暫時休憩します。

(午前11時42分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○野口委員長 それでは再開します。

請願第2-3号の審査を行います。

最初に、紹介議員から説明を求めます。

川口議員。

○川口議員 請願第2-3号、業者婦人の健康・母性保護と地位向上の施策を求める請願について、紹介議員として説明をさせていただきます。

日本経済の活力の源泉である中小業者は、地域産業を守って、雇用の約8割を中小企業が担っています。中小・零細業者の多くは、家族経営によって成り立っています。女性事業主と女性家族従業者、総称して業者婦人と言いますけれども、2001年現在、女性事業主は164万人、女性家族従業者174万人で、女性労働者に次いで労働人口の主要なウエートを占めています。

こういう中で、業者婦人の健康・母性保護と地位向上の施策を求める請願をお願いするものです。

業者婦人は、その地域の中で、まちのコミュニティを支えて、地域の力を再生する役割の一端を担っています。しかし、この長引く不況の中で生活と営業はますます厳しく、みずからの健康を省みる余裕がありません。業者婦人を取り巻く、税制や社会保障制度の改善と健康に対する施策の充実を求めて、次の6項目のことを請願をお願いいたします。

請願項目の第1として、自営中小業者の家族の労働、暮らし、健康の実態調査を行うこと。同時に、その結果を施策に反映すること。

第2として、女性事業主、起業家が女性であることで、融資や取引上の慣行な

どで不利益を受けないように周知徹底をし、相談体制をつくるなど施策を充実させること。

第3として、国保に傷病手当、出産手当を強制給付にすることを国に働きかけること。また、任意給付の検討をすること。

第4として、国保財政への国庫負担を増やすよう国に要望し、保険料の引き下げをすること。短期証や資格書の発行など制裁措置を行わないようにすること。

第5として、商店街の空き店舗対策や防犯問題など、商店と市民の発想が活かされるような仕組みを検討し、支援をすること。

第6として、地域や住民に密着したきめ細かい仕事おこしに積極的に取り組むこと。

以上、6項目の請願をお願いされておられます。

ぜひご審査いただきまして、採択していただきますようお願いをいたします。

○野口委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 質疑なしと認め、紹介議員に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時47分 休憩)

(午前11時48分 再開)

○野口委員長 それでは再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 討論なしと認め、採決します。

請願第2-3号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 賛成少数。

よって、本件は不採択すべきものと決

定いたしました。

暫時休憩します。

(午前11時49分 休憩)

(午前11時50分 再開)

○野口委員長 再開いたします。

請願第3号につきましては、さきに議案第40号が可決すべきものと決定いたしましたので、みなし不採択すべきものとします。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午前11時51分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 野口 博

民生常任委員 上村 高義